

第1次地域福祉活動計画

2023年度~2027年度



第1次 吉備中央町地域福祉活動計画

ごあいさつ

少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからず、地域によっては「限界集落」といわれ、 集落としての機能を維持することも難しい状況が続いています。また、コロナ禍の中、社会的 孤立をはじめ、様々な課題が複合的に現れ、より問題解決が困難になってきています。

そのような中、全国的に「地域共生社会」の実現に向けたとりくみが進んでいます。吉備中央町社会福祉協議会でも「住み慣れたところで、健康で、安心して、暮らしていきたい」という町民の皆さんの切実な思いに寄り添い、笑顔あふれるまちづくりを一緒になってとりくんでいこうと、その活動指針ともいうべき「第1次吉備中央町地域福祉活動計画」を策定しました。策定にあたり、まず、地域福祉係を中心にコア会議、各事業所の代表者で構成するワーキングチームを組織しました。そして、町内10地区でのヒアリングをもとに各公民館で住民座談会を開き、そこで出された貴重な意見を社協職員で何度も何度も会議をしながらまとめたものがこの活動計画です。

とりくまなくてはいけない課題が多々ある中、不十分ですが何よりも一歩足を踏み出そうという私たち役職員の熱い思いをくみとっていただきたいと思います。

そもそも、社協の「地域福祉活動計画」は、町の「地域福祉計画」(2018年度~2023年度) と相互に補完する計画として位置づけられています。町の「福祉計画」は2024年度から新しい福祉計画となり、私たちが今回策定した「地域福祉活動計画」(2023年度~2027年度までの5カ年計画)と時期がずれています。そのため、2023年度は暫定的なものとならざるをえませんが、毎年活動を検証して、より豊かなものにしていく所存です。その点もご理解いただきたいと思います。

最後に、この活動計画策定にあたり、ご意見、ご提案をいただきました町民のみなさま、各種 団体のみなさまをはじめ、策定までご指導・ご助言をいただきました美作大学の田中涼委員長 に心よりお礼申し上げます。また、これからの活動にもいっそうのご支援、ご協力をよろしく お願い致します。

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会

会 長 堀 □ 修











第1次吉備中央町地域福祉活動計画の策定にあたって

人口減少や少子高齢化といった人口動態の変化に加え、2020年初頭より世界的に猛威を奮っている新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活は変わることを余儀なくされています。具体的には地方の過疎化を生み、人々のつながりを遮断し、私たちが培ってきた生活の価値観を変えようとしています。さらに育児や介護、病気、障がい、経済などの課題が複合化することで複雑に絡み合い、「制度の狭間の問題」を生み出し、地域生活における新しい課題として押し寄せています。

私たちは自分の生活する地域に愛着を抱き、自分らしく生活したいと願っています。私たちに押し寄せる地域生活課題を乗り越え、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、福祉・医療・介護・保健・住宅・教育・雇用・司法といった様々な分野が連携・協働し、分野横断的で包括的な支援体制を地域の中に構築することが不可欠です。そしてそのためには行政・専門職、民間企業、各種機関や団体などとともに地域住民が参画する必要があります。すなわち、地域福祉の推進が期待されているのです。

本計画は、計画に携わった方々の地域を想う気持ちが込められた第1次計画として誕生しました。計画は「地域包括ケアシステムの構築」やその先にある「地域共生社会の実現」といった国の政策動向を踏まえていますが、一番のこだわりは町民の皆様の貴重な声を丁寧に分析し、その内容をもとに取り組む内容を明示したことです。2023(令和5)年度からの5年間は本計画をもとに地域福祉が推進されていくことになります。

しかしながら、本計画は完成されたものではありません。多くの町民の皆様に本計画を読んでいただき、地域福祉活動を通じて得た知見や発見を加えていただき、時にはご指摘・ご批判をいただくことで、取り組みの促進を生み出し、完成されるものと考えております。本計画が羅針盤となり、地域の中で多くの方々が手を取り合い、つながりを紡ぎ、支え合っていくことで、 吉備中央町における地域包括ケアシステムが構築され、地域共生社会が実現していくことを 心より願っております。

第1次吉備中央町地域福祉活動計画策定委員会 委員長 田 中 涼











地域福祉活動計画 目 次

第1章	背景と目的	• • • • • • •	1	
1.	計画策定の背景		1	
2.	活動計画の位置づけと目的		2	
第2章	活動計画の概要		3	
1.	地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係		3	
2.	計画の期間	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3	
3.	圏域の設定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4	
4.	策定体制 ······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5	
第3章	吉備中央町の現状と福祉課題	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6	
1.	吉備中央町の基本情報	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6	
2.	5つの福祉課題		12	
第4章	計画の基本的な考え方		15	
1.	吉備中央町版地域包括ケアシステムの構築に向けて…		15	
2.	地域福祉型地域包括ケアシステムに求められる機能…		15	
3.	5つの基本目標と14の重点目標		17	
4.	体系表	1	18	
第5章	行動計画	1	19	
第6章	活動進捗度の点検と評価	3	37	
◆さいこ"に				
♦ 資料編······			40	
*策定委員会設置規程				
* 策定委員会······41			41	
*職員ワーキングチーム(WT)42			12	
*	*住民座談会44			
*	ヒアリング		45	

【『障害』の表記について】

「害」という字が悪いイメージにつながり違和感ががあるとして、公文書を含め、ひらがなの「障がい」という表記を使う場合が多く見られます。 これには、障がいを「害」ではなく、「個性」として認め合おうという考えが背景にあります。

ただし、法令用語や各種計画書等においては、「障害」という表記が統一的に使用されており、本計画書ではこれに準じる形で便宜上同様の表記としています。

【注釈について】

各ページに用語の説明が必要であると思われる用語を太字にし、注釈を付けています。一番初めに該当用語が出てきたページに記載しています。

第1章 背景と目的

1. 計画策定の背景

近年、人口減少・少子高齢化の進行、一人ひとりの価値観や考え方、ライフスタイルの多様化などにより、人と人、人と地域とのつながりが希薄化していると言われています。これにより、8050問題*やダブルケア*など複合的な問題の増加、虐待、社会からの孤立など、既存のサービスだけでは対応しきれない制度の狭間*に生じる新たな課題が顕在化しています。さらに、日本各地で毎年のように発生する自然災害によって私たちの暮らしに多大な被害がもたらされ、いつ、どこで起きてもおかしくない災害に如何に備えるか、災害時の避難支援や支援体制をどう構築するかは、今後の重要な課題であり、平時から災害時へと一貫性のある体制づくりが必要になります。

このような中、全国的に住民一人ひとりの暮らしを豊かにする「地域共生社会」の実現に向けてのとりくみが進められています。それは、従来の児童・高齢・障害といった「縦割り」の制度や分野ではなく、また、「支え手」や「担い手」といった関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題や福祉課題を考え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることです。

全国の社会福祉協議会は、"誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり"をスローガンに活動しています。吉備中央町社会福祉協議会(以下、「本会」)もこれに準じて活動をしてきましたが、不十分なところもありました。

しかし、職員体制の充実が進み、住民の小さな声にも対応できるようになりました。これにより、住民一人ひとりに寄り添い、困りごとを抱えた方に対して地域の方とともに伴走型の支援ができるようになりつつあります。

こうした背景から、本会では、国の基本計画や全国社会福祉協議会(以下、「全社協」)の「ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指して(全社協 福祉ビジョン2020)」などを基盤に、吉備中央町(以下、「本町」)に資するための行動計画づくりを目指しました。あらゆる地域課題の解決に向けたとりくみがより一層進んでいくように、ヒアリング調査や住民座談会、地域づくりに関わる関係者や各種団体との話し合いを踏まえつつ、行政や保健・医療・福祉の専門機関等と協働し、「第1次吉備中央町地域福祉活動計画」(以下、「本計画」)の策定にとりくみました。

^{*8050}問題:1980年代から1990年代に若者の「ひきこもり」という言葉が社会に出始めた。その後、社会に出る機会を逃したまま、現在の50代を迎え、80代の親が養い続けているという社会問題。

^{*}ダブルケア:子育てと介護を同時に行っている状態。

^{*}制度の狭間:これまでの社会福祉事業や制度だけでは支援することが難しいこと。

2. 活動計画の位置づけと目的

本計画は、地域住民、社会福祉に関する活動を行う関係者や各種団体、福祉の専門機関等が 主体となり、地域課題解決のとりくみがより一層進むよう策定した民間の活動計画です。

その特徴は、住民の声が反映され、住民が地域で福祉活動を行うための具体的なものです。

本計画は、これまで見てきたように、すべての人が"住んでいて良かった吉備中央町"と思える「ふ・く・し」のまちづくりを進めるため、地域の支え合いやたすけあい活動を強化しつつ地域福祉を推進していくことを目的としています。

第2章 活動計画の概要

1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民の参加促進に関する事項について、市町村が定める計画です。本町では2018年度から2023年度の6ヵ年を計画とする「吉備中央町地域福祉計画」(以下、「町計画」)が策定されました。

本計画と町計画とは共通のテーマに基づいて策定され相互に補完しあいながら地域福祉の向上を目指すものであり、住民主体のとりくみを推進するものです。

吉備中央町 地域福祉活動計画

2023 年度~2027 年度 (R.5 年度~ R.9 年度) 相互に補完

基本理念

みんなの笑い声があふれる 懐かしくて新しいふるさとの創造 吉備中央町 地域福祉計画

2018 年度~2023 年度 (H.30 年度~ R.5 年度)

2. 計画の期間

本計画の実施期間は、2023年度から2027年度までの5年間です。ただし、社会環境の変化や地域の動向、福祉ニーズ*の変化、関係法令・制度の改正、計画の進捗など、様々な状況に対応できるように、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて柔軟に見直します。

3. 圏域の設定

本計画における地域福祉圏域は、5つに設定しました。 本会の事業の主なものを圏域ごとに整理すると下図のようになります。

吉備中央町全域(全圏域)

- ·法人後見事業* ·日常生活自立支援事業*
- ·生活福祉資金貸付事業*
- ・生活支援コーディネーター*
- ・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金
- ・福祉まつり

公民館圏域

- ・介護者教室
- ·福祉共育(教育)*
 - ※本計画での福祉教育はこの語を使用します。

自治会圏域

·地区社会福祉協議会*活動

班圏域

ふれあいサロン活動*

ご近所圏域

見守り・声かけなどの活動

図1

- *法人後見事業:本会が成年後見制度の後見人等となり、被後見人等の支援を行う事業。
- *日常生活自立支援事業:高齢者や障害者などで判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行う事業。
- *生活福祉資金貸付事業:低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした事業。
- *生活支援コーディネーター: 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域住民と一緒に、集いの場や 生活支援サービス等の立ち上げに向けて考えていく者。
- *福祉共育(教育): 「思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育む」ための様々なとりくみ。
- *地区社会福祉協議会:暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、そこで暮らす住民同士が話し合い、その福祉課題の解決に向けて自分たちにできることを考え、具体的に活動していく、住民の主体的な地域福祉活動を推進する任意団体。
- *ふれあいサロン活動: 身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動。

4. 策定体制

本計画の策定については、次の体制で協議を進めました。

(1) 策定委員会

地域福祉をすすめる各種団体をはじめ、ボランティア団体、公民館連絡協議会、地区社会福祉協議会、社会福祉法人、社会福祉法人連絡協議会*、吉備中央町障害者等地域自立支援協議会*、学識経験者、行政から委員を選出し、第1次吉備中央町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、地域福祉推進に向けて、ご意見・ご提案をいただきました。

(2) 策定ワーキングチーム

本会各事業所から職員が集まり、ヒアリング調査・座談会を実施し、地域の福祉課題・ 生活課題、地域資源などの把握を行いました。これらで得た情報を基に、ワーキングチーム 会議などを重ね、本計画の素案を作成しました。

^{*}社会福祉法人連絡協議会:誰もがいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、高齢者、障害者、児童などを支援する町内の社会福祉法人が社会福祉法第24条第2項に規定される「地域における公益的なとりくみ」について協働し、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を協議する会。

^{*}吉備中央町障害者等地域自立支援協議会:町内外で障害者支援を行う法人等で構成され、町内の障害福祉について協議をする会。

第3章 吉備中央町の現状と福祉課題

1. 吉備中央町の基本情報

(1) 人口と年齢別人口の推移

令和4年4月1日現在の吉備中央町の人口は10.577人です。

2017 (平成29) 年から6年間の人口推移をみると、1,352人減少しています。また、将来推計人口では2030 (令和12) 年の推計人口が9,134人となっており、今後も減少し続ける見込みとなっています。



図2 吉備中央町の人口

※2025(令和7)年~2030(令和12)年の推計人口は国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』から

年齢3区分別人口と高齢化率についてみると、2022(令和4)年ではそれぞれ年少人口(0~14歳)920人、生産年齢人口(15歳~64歳)5,174人、老年人口(65歳以上)4,483人となっており、高齢化率は42.4%で2017(平成29)年より3.4%高くなっています。一方それを支える生産年齢人口は2017(平成29)年から2022(令和4)年までにかけて993人減少しています。

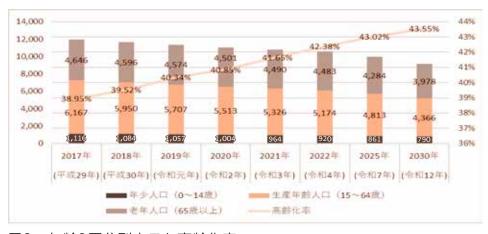


図3 年齢3区分別人口と高齢化率

※2025 (令和7) 年~2030 (令和12) 年の推計人□は国立社会保障・人□問題研究所 『日本の地域別将来推計人□』から

(2) 支援を必要とする人の状況

①要介護者の状況

要介護認定者数についてみると、2022(令和4)年ではそれぞれ要支援1が105人、要支援2が113人、要介護1が216人、要介護2が189人、要介護3が169人、要介護4が143人、要介護5が81人となっており、合計認定者数は1,016人となっています。

要介護認定率*は、減少傾向になっていますが、今後様々な要因により変化が見込まれます。



図4 要介護認定者数、要介護認定率



図5 高齢者の人口推移

※2025 (令和7) 年~2030 (令和12) 年の推計人口は国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』から

^{*}要介護認定率:介護保険の第1号被保険者(65歳以上の人)のうち、要支援や要介護の認定を受けた人の割合。

②身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、2022(令和4)年では579人となっており、年々減少傾向にあります。そのうち約8割が65歳以上の高齢者となっています。



図6 身体障害者手帳所持者数(等級別)



図7 身体障害者手帳所持者数(年齢別)

③知的障害者の状況

療育手帳*の所持者数は、2022(令和4)年では179人となっています。そのうち、約7割が18歳 \sim 64歳となっています。



図8 療育手帳所持者数 (等級別)



図9 療育手帳所持者数 (年齢別)

^{*}療育手帳:知的障害者(児)を対象に、都道府県知事が交付する障害者手帳。

④精神障害者保健福祉手帳交付の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2022(令和4)年では77人となっており、わずかですが減少しています。そのうち、約8割が18歳~64歳となっています。



図10 精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)



図11 精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)

⑤精神通院医療受給者の状況

精神通院医療受給者については、2022(令和4)年では190人となっており、増加傾向にあります。



図12 精神通院医療受給者数

⑥生活保護受給者数及び世帯数の状況

2017 (平成29) 年以降、生活保護受給者数及び世帯数は、ともにほぼ横ばいで推移しており、 2022 (令和4) 年の生活保護受給者数は55人、世帯数は48世帯となっています。



図13 生活保護受給者数及び世帯数

2.5つの福祉課題

1. 吉備中央町の基本情報、本会が行った団体ヒアリングや住民座談会などの各種ニーズ調査の声を受け、本町でとりくんでいく主な福祉課題を次の5つにまとめました。

課題 1. 誰もが役割のある居場所づくり

(住民の声)

- ・地域の交流活動が少ない
- ・参加できない人がいる
- ・現役世代の交流が少ない
- ・サロンが無くなった
- ・男性の参加者が少ない
- ・地域行事が減った

高齢者だけでなく、障害のある方や子育でに悩む方、その他さまざまな理由により生きづらさを感じている方にとって、地域で孤立することは生活課題をより深刻にする原因となります。そうならないためには地域における居場所づくりが重要です。居場所で、介護予防や生きがい支援、さらには、各自が持てる力を活かし活動に参加することで、地域からの孤立を防ぐことができ、地域にこのような気軽に相談できる場があり、そこで解決できるのは望ましいことと思います。ただ、相談の中には複雑なものもあり、専門的な相談機関につなげることも必要になってきます。

以上のような、「交流から支え合い」までを行うことができる居場所についてのご意見が 座談会でも数多くあり、住民のみなさんの関心の高さを示しました。

課題2. 地域の人材育成(確保)と福祉共育

(住民の声)

- ・担い手がいない
- · 後継者不足
- ・会員が高齢化している
- ・農業の後継者がいない
- ・地域のリーダーがいない
- ・代表者の負担が大きい
- ・福祉委員に力量差がある
- ・祭を維持する人がいない

福祉ニーズの増大、多様化・複雑化に伴って、福祉活動を支える専門職やボランティアなどの需要はさらに高まっています。しかし、過疎化が進む地域では次世代の担い手不足はより深刻です。座談会でも、若い世代の減少により、地域での活動および支え合いを行う担い手の不足が見えてきました。

地域福祉を進めるためには、地域に興味関心をもつことと、多様性を認め合うことが 大切です。だれもが地域福祉活動の参加者となれる支え合いのまちの実現に向けて、「ともに 生きる力」をはぐくむ福祉共育の推進が必要であると考えます。

課題3. 相談支援体制の整備

(住民の声)

- ・相談窓口がわかりにくい
- ・身近なところに相談員を置いて欲しい
- ・福祉サービスを知らない人が多い

ダブルケアの問題や8050問題など、個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えています。その中には適切に相談支援につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどもあります。問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、どんな問題でも受け付けることができるような、包括的な相談窓口の整備が求められます。

座談会でも、より地域に密着した、相談しやすい窓□や相談員の配置などを求める声が 寄せられました。

課題4. 災害時にも安心して暮らせる地域づくり

(住民の声)

- ・災害に備える仕組みづくりができていない ・自主防災組織*がない
- ・地域で災害対応を考えられていない・要配慮者に対するサポート体制がない
- ・自主的な避難所運営ができる地区もある

わが国では近年、多くの人命が失われる規模の自然災害が毎年のように発生し、2018年 (平成30年) 7月には倉敷市真備町をはじめ、県内でも大水害が発生し、地域住民の災害に対する関心度はこれまでになく高まっています。座談会でも災害発生時、発生後の地域のあり方を危惧する声は多くあり、要配慮者への声かけや、どこへ避難するのが最適か、などの意見も活発に出ています。

災害に対する社協の役割を十分に発揮するためにも、行政・各種団体等と災害発生時と その後の支援の際には、行政機関・各種団体と情報共有・情報交換に努めるとともにボラ ンティア活動の充実に向けた人材育成に平時からとりくむことも必要になります。

^{*}自主防災組織:「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

課題5.組織体制の充実と行政との連携

(住民の声)

- ・社協が何をやっているか分からない
- ・行政と社協の違いが分からない
- ・行政と社協が連携できていない

「社協が何をやっているか分からない」「行政と社協の違いがわからない」という意見が、 座談会の中で数多く挙げられました。改めて、私たちの活動が広く住民に認知されていない ことが浮き彫りになりました。また、違いは分かっているが、行政と社協が似たような活動を 重複して行っているなどの非効率性についても指摘がありました。今回の吉備中央町の福祉 課題をまとめるプロセスの中で、社協の存在を知っていただくことはもとより、行政との 違いの明確化、行政との連携の必要性を強く感じました。

困りごとや悩みごとは人によって様々で、どこに相談したら良いのかわからず適切な支援に 結びつかないことがあります。誰かの困りごとや悩みごとに気づいたときには、相談を聞い て、解決策を一緒に考えたり、必要に応じて専門家につなぐことが大切です。まずは、行政、 社協、どちらでも良いので専門職につなぎ、そこからニーズに合った部署につなぐことが大切 です。そのためにも、行政との連携は必須です。

また、地域の多様なニーズに応えることができるよう、社協の組織体制の整備および職員の専門性の確保の必要性を痛感しました。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 吉備中央町版地域包括ケアシステムの構築に向けて

本計画の策定にあたり、「全社協 福祉ビジョン2020」で打ち出された「地域共生社会」の実現において不可欠となる「地域包括ケアシステム」を計画の柱としています。

地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が 送れるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制をいいます。

少子高齢化や人口減少が進み、生活課題は多様化・複雑化し、「制度の狭間」の問題が生まれています。さらにこれらの問題は一人に一つ、一世帯に一つというこれまでの形とは異なり、個人や世帯単位で複数の問題を抱え、複合的な支援を必要とするといったケースが浮き彫りとなってきています。さらに、こうした個人や世帯の多くが地域とのつながりを持たない「社会的孤立*」の状態となっています。

また、生活課題を抱えても「意識の壁*」や「情報の壁*」等により支援を求める声を出さないために問題が複雑化・重度化している事例が増えています。こうした潜在化した生活課題を少しでも早く顕在化させ、様々な機関・団体、さらには地域住民が連携して、早期に支援していくことが必要となっています。そして、こうした個人への支援を通して見えてきた生活問題を地域全体の課題(地域課題)として、「我がこと」として考え、地域住民みんなで解決にとりくんで行くことが必要です。そのためには、町の状況に則した、地域福祉を基盤とする「地域福祉型地域包括ケアシステム」の構築にとりくむ必要があります。

2. 地域福祉型地域包括ケアシステムに求められる機能

地域包括ケアシステムを構築し実効的に稼働させるためには、迅速かつ適切にニーズを 捉え、複数の機関・団体が連携して支援にあたり、そして課題の検討・分析・解決までを システム化することが必要であるとされています。

小坂田 (2010)「地域包括ケアシステムの意義とその構成」によれば、システムが備えるべき機能として以下のように整理されています。

① ニーズの早期発見機能

(意識の壁・情報の壁・制度サービスの壁[申請主義]の解消) 潜在的なニーズを少しでも早く、確実に見つける機能。待つのではなく、見つけていく。 その為には積極的なアウトリーチ*と、関連機関等からの連絡・通報が必要となる。

② ニーズへの早期対応(支援)機能

(意識の壁・情報の壁・制度サービスの壁[申請主義]の解消)

要援護者・家族の生活ニーズにスピーディーに対応していく機能。自立生活を支援していく 最初の支援者として責任重大な立場にいることを自覚。アウトリーチの実践と、粘り強い 信頼関係の構築が必要となる。

^{*}社会的孤立:家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。

^{*}意識の壁:他人の援助を受ける抵抗感、福祉の世話になりたくないという意識。

^{*}情報の壁:必要な情報が必要としている人に届かない状態。

^{*}アウトリーチ:支援が必要にも関わらず、自発的に申し出ができない人々に対して、訪問支援にて積極的に働きかけること。

③ ネットワーク機能

(制度・サービスの壁[縦割り支援]の解消)

「地域住民のネットワーク」、「専門職・専門機関・団体のネットワーク」、これらを結び合わせた「総合的ネットワーク」の3つのネットワークを活用し、縦割り的な組織体制を横断的な組織体制に変え、要援護者を支援していく機能。

④ 困難ケースへの対応(コンサルテーション)機能

(制度・サービスの壁[サービスの質の低さ]の解消)

援助困難ケースに適切に対応するには、スーパービジョン*だけではなく、弁護士や司法書士、精神科医などの法律、医療などの専門職による助言・指導であるコンサルテーション*が必要となる。支援の経過を通して、援助知識や方法等についての力量を相互に高め合っていく機能。

⑤ 社会資源の改善・改良・開発機能

(制度・サービスの壁の解消)

住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを実現していくためには、既存の社会資源*を的確に「活用」していく必要がある。存在していても活用できない場合には「改善」「改良」、不足あるいは存在しない場合には、新たに「開発」していく機能。

6 福祉教育機能

「自分と異なった他人の存在を承認」し、その「重荷を共に担い合う」ことのできる地域 住民の意識づくりが重要な活動となる。福祉教育推進を通して、地域住民の社会福祉制度 や社会福祉活動、何よりも要援護者への理解を進めていき、意識の壁を解消していく機能。

⑦ 活動評価機能

(制度・サービスの壁[サービスの質の低さ]の解消)

活動の内容が的確な支援となっているのかを継続的に、具体的に、確かな方法で評価・ 分析・検討していく機能。

⑧ 専門力(性)育成・向上機能

支援者一人ひとりに、支援に必要な理論や援助技術などについての高い専門性が求められる。 職員の研修会への参加保証はもとより、職場内外での勉強会・事例検討の開催、上司からの スーパービジョンの実施、さらには個々の研鑽努力で、専門力(性)を育成、向上していく 機能。

*参考文献

小坂田稔(2010)「地域包括ケアシステムの意義とその構成」『美作大学紀要』43 33-48

^{*}スーパービジョン:アドバイスをする人がアドバイスを受ける人に対し、継続的に指導を行うこと。

^{*}コンサルテーション:業務遂行のために特定の領域の専門家に相談すること。

^{*}社会資源:地域や社会の中にある人・物・環境等の中で支援に活用できるもの。

3.5つの基本目標と14の重点目標

町計画では「みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造」という基本理念の下に4つの基本目標が設定されました。本計画では、これに1つ加えた5つの基本目標を設定し、これを体系的に示したものが次頁の表1です。表1には14の重点目標と前節で述べた地域包括ケアシステム8機能と関係を明示しています。

基本目標

- ●基本目標 1 誰もが役割のある居場所づくりを支援します
- ●基本目標2 思いやり、支え合う心を育てます
- ●基本目標3 誰もが安心して相談できる体制を目指します
- ●基本目標4 災害時でも安心して暮らすための仕組みづくりを支援します
- ●基本目標5 社協の組織体制を充実・強化し、関係機関との連携を図ります

重点目標

- ●重点目標① 1 居場所づくりの推進
- ●重点目標① 2 在宅福祉の推進
- ●重点目標①-3 生活困窮者への支援
- ●重点目標①-4 権利擁護*活動の推進
- ●重点目標② 1 地域の人材の育成(ボランティア・福祉活動の支援)
- ●重点目標② 2 福祉共育(教育)の推進
- ●重点目標③ 1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
- ●重点目標③ 2 総合的な相談支援体制の充実
- ●重点目標③ 3 情報提供の充実
- ●重点目標④ 1 災害時の支援
- ●重点目標④ 2 地域のつながりづくり
- ●重点目標⑤ 1 社協の組織体制の充実強化
- ●重点目標⑤ 2 行政との連携強化
- ●重点目標⑤ 3 地域に根付いた相談員の配置

*権利擁護: 障害者、高齢者等社会的弱者の方など様々な権利を制限されないよう支援すること。

4. 体系表

基本理念と基本目標、重点目標をまとめて体系表にしました。

表1

基本理念	基本目標	重点目標	地域包括 ケアシステム 8 つの機能
	①誰もが役割のある 居場所づくりを支援 します	1. 居場所づくりの推進	12356
		2. 在宅福祉の推進	1236
		3. 生活困窮者への支援	123458
みん		4. 権利擁護活動の推進	123458
んなの笑い声	②思いやり、支え合 う心を育てます	1. 地域の人材の育成 (ボランティア・福祉活動の支援)	12568
があふ		2. 福祉共育(教育)の推進	36
みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造	③誰もが安心して相 談できる体制を目指 します	1. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進 2. 総合的な相談支援体制の充実 3. 情報提供の充実	123 123458 123458
ふるさとの創浩	④災害時でも安心し て暮らすための仕組 み作りを支援します	1. 災害時の支援 2. 地域のつながりづくり	1236
	のドウで又扱しより		
	⑤社協の組織体制を 充実・強化し、関係 機関との連携を図り ます	1. 社協の組織体制の充実強化	3468
		2. 行政との連携強化	3457
		3. 地域に根付いた相談員の配置	1234567

第5章 行動計画

重点目標を達成するために、強化すべき社協活動を列挙し、行動計画を以下のように定めました。今後5年間、本社協はこれに従って活動の充実化をめざします。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標(1-1 居場所づくりの推進

- 参加しやすい居場所づくりを支援します。
- ふれあい荘で各種交流事業を実施します。
- ■移住者や若者を巻き込んだ地域づくりを支援します。
- 農業を中心としたまちづくりを支援します。
- 伝統行事や文化の伝承を通じた地域のつながりを大切にします。

- 1. 地域における居場所づくりを推進します。
 - ・孤立防止や認知症予防など地域の居場所づくりにとりくむ方々の活動を支援します。
 - ・誰もが気軽に参加できる地域のイベントの開催や交流が図れるように支援します。
 - ・様々な特性をもつ方が気軽に通える場所を検討します。
- 2. ふれあいサロンの活性化を図ります。
 - ・各サロンが実情に合わせた運営ができるように、情報提供し人材育成を支援します。
 - ・活動プログラムを支援する方々をコーディネートします。
 - ・サロン連絡会を開催し、他のサロンと情報交換や連携が取れるように支援します。
 - ・新たなサロンの立ち上げを支援します。
- 3. 心と体の健康づくりの場を推進します。
 - ・介護予防と交流の拠点となる通いの場の立ち上げや活動を支援します。
 - ・はつらつ元気体操*情報交換会を開催するとともにグループ間の交流や視察などができるように支援します。
 - ・通いの場に出向いて地域課題の把握に努め、地域で課題解決できるように支援して いきます。

- 4. ふれあい荘で各種交流事業を実施します。
 - ・居宅介護支援事業所および地域包括支援センターと連携し、地域の方々の介護予防 の機会を増やします。
 - ・交流事業や趣味活動を通して介護予防を推進します。
 - ・高齢者だけでなく、幅広い年齢層の交流の機会をつくります。
- 5. 人と人のつながりを大切にし、地域産業の推進や伝統文化の伝承を支援します。



いきいきサロン



いきいきサロン



はつらつ元気体操



はつらつ元気体操大交流会



ふれあい荘での趣味活動

*はつらつ元気体操: 吉備中央町版百歳体操。音楽に合わせ、重りを付けて行う筋力アップを目的とした体操。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標① - 2 在宅福祉の推進 (誰もが最後まで安心して暮らし続けられる在宅福祉サービス)

- 通所介護事業を実施します。
- ●訪問介護事業を実施します。
- ■居宅介護支援事業を実施します。

行動計画

【通所介護事業】

- 1. 地域とのつながりをより意識したデイサービスの運営にとりくみます。
 - ・地域の方を積極的に行事に招きます。
 - ・利用者が地域とのつながりが切れないようにとりくみます。
 - ・地域のサロン活動にも積極的に参加し、地域とのつながりづくりを目指します。
- 2. 利用者個々の持てる力を活かし、生きがいや楽しみをもってもらえるデイサービスを 運営します。
 - ・利用者が持つ得意分野を活かした個別のプログラムを作り、生きがいや楽しみを もってデイサービスを利用できるように努めます。
- 3. 利用者の家族が、安心して在宅介護が行えるように支援します。
 - ・利用者の家族からの相談に応じます。
 - ・家族介護者教室などへの積極的な参加を促し、介護者の負担軽減に努めます。
- 4. 制度で対応出来ない個別課題にも引き続きとりくんでいきます。

【訪問介護事業】

- 1. 利用者の持てる力を活かした訪問介護を在宅生活の最後の砦として行います。
 - ・介護支援専門員が作成した計画などを基に、利用者の持てる力を最大限に活かした 支援をします。
 - ・利用者個々の特性に配慮した支援を展開し、在宅生活を支援します。
- 2. 多職種と連携し、利用者の在宅生活を支え、家族の介護負担を軽減します。
 - ・利用者や家族の生活状況をこまめに把握し、わずかな変化をそれぞれの支援者と 共有することで、利用者の在宅生活を支えます。
- 3. 利用者の在宅生活を護れるように、職員の資質向上に努めます。
 - ・利用者や家族、周りの支援者からの声に耳を傾け、常に利用者サービスの向上を 目指して研修にとりくみます。

【居宅介護支援事業】

- 1. 利用者が安心して在宅生活がおくれるケアマネジメント*を行います。
 - ・介護や支援を必要とする方が、可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるように、利用者の意思を尊重し、心身の状況や生活環境に応じたケアプラン*を 作成します。
 - ・ケアプランに基づいた適切なサービスが提供されるように事業者や関係機関との 連絡調整を行います。
- 2. 利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。
 - ・公的なサービスだけでなく地域のボランティアなどの多様な社会資源と協働し、 介護や支援が必要な方も地域とのつながりを持ち、いきいきと生活できるように 支援します。







訪問介護

- *ケアマネジメント:介護等福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐこと。
- *ケアプラン:利用者の状況や要望にもとづいて「これからどのような生活を送りたいか」等の目標を設定し、その目標にむけて利用するサービスの種類や頻度を決める計画書のこと。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標①-3 生活困窮者*への支援

- ●制度の狭間にある方々への生活支援の充実を目指します。
- ●行政や民間企業などと連携し、生活に困窮している世帯を支援する体制を 整備します。
- 相談と各種貸付による経済的な支援を行います。

- 1. 必要な方へ食料支援を行います。
 - ・緊急的な食料提供を行います。
 - ・企業と連携し、食料を定期的に確保できる体制を構築します。
 - ・行政、関係機関とも相談し、適切な支援を行います。
- 2. 生活に困窮している世帯を支援する体制を構築します。
 - ・使わなくなった学用品や制服などを活用できる仕組みをつくります。
 - ・他機関と連携し、引きこもりの実態把握に努め、支援できる体制づくりにとりくみ ます。
 - ・生活に困窮している世帯に対し、継続した相談支援を行います。
 - ・地域で活動するボランティア団体などと連携し、総合的なとりくみを行います。
- 3. 相談と組み合わせた各種貸付により、経済的支援を行います。
 - ・生活福祉資金、高額医療費および福祉用具購入費、つなぎ資金*、緊急援護資金等 貸付*を実施します。



食糧支援(フードドライブ)

- *生活困窮者:多重債務、ホームレス、ひきこもり、障害が疑われる等、様々な要因により困窮している人。 就労していてもお金の遣い方が原因で困窮している場合も含まれる。
- *つなぎ資金貸付:生活保護申請者に対し、保護費支給までの生活費を貸し付ける事業。
- *緊急援護資金貸付:緊急的かつ一時的に金銭が必要で、他制度での解決が困難な方に対し、貸付を行う制度。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標1-4 権利擁護活動の推進

最後まで自分らしく暮らし続けられる支援体制を整えます。

- 1. 日常生活自立支援事業を行います。
 - ・判断能力に不安のある方が自立した日常生活を送れるように、福祉サービスに 関する情報提供、助言、手続き、契約の援助、日常的金銭管理、大切な書類等の 管理などを行います。
- 2. 法人後見事業を行います。
 - ・被後見人などが自分らしさを保ちながら安心した生活を送ることができるように、 社協が後見人などとなり、本人の意思を尊重し、身上保護*や財産管理を行います。
- 3. 町民後見人*や生活支援員*の養成、支援を行います。
 - ・成年後見相談センター、地域包括支援センターなどと連携し、町民後見人や生活 支援員の発掘・養成と活動の支援を行います。

^{*}身上保護:福祉サービスの契約や施設入退所の契約手続きなど、本人の意思や意向、希望を尊重しながら本人の 生活環境を考えていくこと。

^{*}町民後見人:親族以外の町民による後見人のこと。町民後見人は、弁護士等の専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が不十分でない方の金銭管理や日常生活における契約等、本人に代わって行う。

^{*}生活支援員:支援計画に基づいて必要な支払い等の支援を行う、日常生活自立支援事業の支援員。

基本目標② 思いやり、支え合う心を育てます

重点目標② - 1 地域の人材の育成 (ボランティア・福祉活動の支援)

- ●ともに助け合い支え合う地域を目指し、ボランティアセンターの機能を強化します。
- 継続的に地域活動が行えるように、担い手とともに福祉の地域づくりを進めます。

- 1. ボランティア活動に積極的に参加できるような PR 活動を行います。
 - ・イベントを通じた各種ボランティア・団体の活動紹介を行います。
 - ・ホームページ、社協だよりなどを通じた各種ボランティア情報を発信します。
 - ・地域の人材情報を関係機関(地域包括支援センターなど)と共有し、積極的な活動へつないでいきます。
 - ・ボランティア養成講座を開催します。
- 2. 福祉を支える人材の支援・育成を続け、長期的な活動ができるようにします。
 - ・継続的にボランティア活動ができるように、様々な助成金などに関する情報を発信 します。
 - ・ボランティア養成講座のフォローアップ研修を開催します。
 - ・空いている時間を活用した、気軽に参加できるボランティア活動をコーディネート します。
 - ・町内で活動するボランティア団体、福祉団体の相談などに積極的に応じ、スキル アップの機会につなげていきます。
- 3. ボランティアのネットワークを整備します。
 - ・社会福祉法人連絡協議会と連携し、福祉、介護に関わる人を支援します。
 - ・ボランティア団体・福祉団体の活動を多面的に支援し、地域の福祉課題の解決に 向けて協働します。
 - ・行政や公民館、ボランティア団体などとネットワークを構築します。
 - ・各種ボランティア団体の連絡会を開催します。

4. 担い手に関する支援をします。

- ・地域活動の把握と担い手の発掘を支援します。
- ・担い手に関する話し合いの場に積極的に参加します。
- ・町内の各会議や研修、活動などを通じて、様々な分野でスキルを持つ方とのつな がりを構築していきます。
- ・地域の行事などに関する情報発信に協力します。



コロナ禍における夏のボランティア活動



ボランティア (ほほえみの会)



ボランティア (ほほえみの会)



ボランティア (山崎パンからの寄附をお届け)

基本目標② 思いやり、支え合う心を育てます

重点目標② - 2 福祉共育の推進 (「教えて育てる」のではなく「共に育つ」きょういく)

●「ふだんのくらしのしあわせ」を考える福祉共育を推進します。

- 1. 多様性を認め合い、共に生きる福祉共育にとりくみます。
 - ・多様な機関や団体、当事者や地域住民を巻き込んだ福祉共育の場づくりにとりくみます。
 - ・当事者や多様な機関、地域住民とともにその地域の実情にあった福祉共育を展開します。
 - ・学びを通じて地域の課題を理解し、地域活動に参加していけるように支援します。



福祉共育



福祉共育



福祉共育

基本目標 ③ 誰もが安心して相談できる体制を目指します

重点目標③ - 1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

- ●地域の福祉活動を支える方々と連携し、地域で支えていく仕組みづくりを めざします。
- だれひとり取り残されない地域を目指したとりくみを行います。

- 1. 地域の見守り活動の活性化を図ります。
 - ・サロン、集いの場などの小地域福祉活動*を支援し、見守り声かけ活動を強化します。
 - ・民生委員などと連携して、地域の見守りができる新たな体制を整えます。

^{*}小地域福祉活動:身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の困りごとや生活上の課題などの解決に向けた方法や活動内容を考えて、住民主体で取り組む活動。その1つに地区社協活動がある。

基本目標 ③ 誰もが安心して相談できる体制を目指します

重点目標③ - 2 総合的な相談支援体制の充実

- ●あらゆる相談に対応するため、地域と専門職が連携したネットワークづくりを目指します。
- 包括的、総合的相談支援体制づくりを目指します。

- 1. 地域連携ネットワーク*の構築にとりくみます。
 - ・司法、介護・福祉・医療などと連携し、あらゆるケースに対応できる体制を整え、 チーム支援を目指します。
 - ・町設置の成年後見の拠点となる中核機関*に協力します。
- 2. あらゆる相談に応じるとともに、体制づくりにとりくみます。
 - ・専門職による相談体制を充実させます。
 - ・生活課題を抱える人への支援体制づくりにとりくみます。
 - ・新たに設けた障害者の相談にも対応できる指定特定相談支援事業*を行います。

^{*}地域連携ネットワーク:地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓□を整備するとともに、 支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組み。

^{*}中核機関:地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

^{*}指定特定相談支援事業: 町が指定を行っている相談支援事業所で、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成し、計画が最適かどうかをモニタリングし、必要な場合であれば見直しや修正を行い、より良い 生活を送れるようにする事業。

基本目標 ③ 誰もが安心して相談できる体制を目指します

重点目標3-3 情報提供の充実

- 社協の組織およびとりくみについて知ってもらうための働きかけをします。
- ●福祉に関する情報の収集と発信にとりくみます。

- 1. 分かりやすい情報発信に努めます。
 - ・広報誌を親しみやすいものに変えます。
 - 情報技術を活用した情報発信を進めます。(ホームページ・ブログ*・SNS*・マスメディア)
- 2. 職員が地域に出向いて情報の収集と発信を行います。

^{*}ブログ:文章や画像などの情報内容を日記のように時系列で投稿するホームページの種類の一つ。

^{*}SNS:人と人との交流を進めるために、インターネットを利用して提供するサービスのこと。このSNSを通して 社会的なつながりを持ち、情報共有がなされている。代表的なものにTwitter(ツイッター)、Facebook(フェイス ブック)、Instagram(インスタグラム)などがある。

基本目標 ④ 災害時でも安心して暮らすための仕組みづくりを支援します

重点目標4-1 災害時の支援

- 災害に備える体制づくりにとりくみます。(自助×共助×公助)
- 災害時には住民やボランティアと共に被災者支援にとりくみます。(復旧)
- ●被災者の生活に寄り添い、地域と共に生活再建にとりくみます。(復興)

- 1. 災害に備え地域住民と一緒に日常からの見守り・支え合いの体制づくりにとりくみます。(自身でも日頃から備えることが大切です)
 - ・地域住民や多機関とともに災害時の対応について協議をします。
 - ・災害ボランティアセンター*設置訓練にとりくみます。
 - ・災害ボランティアの養成と登録を行います。
 - ・地区社協やふれあいサロンなどで防災、減災についての啓発にとりくみます。
 - ・「見守り・支え合い」の地域づくりに向け要配慮者など情報を共有し防災福祉マップ*作成などの自主防災計画に協力します。
 - ・安心、安全に活動を行うための用具、備品などを整備します。
- 2. 発災時、速やかに被災者支援にとりくみます。
 - ・被災者支援活動が効果的に行われるように地域住民や地域の各種組織、関係機関・団体、行政などと連携・協力協働し、災害ボランティアセンターの設置・運営にとりくみます。
 - ・行政と連携し福祉避難所を運営します。(やすらぎ・しらさぎ)
- 3. 被災者の気持ちに寄り添った生活再建支援を行います。
 - ・被災者に対する生活相談、生活支援を行います。
 - ・継続的な心のケアを目指し、被災者の声に耳を傾けます。
 - ・被災後の新しい生活様式にあわせた地域福祉活動のあり方を地域とともに考えます。

^{*}災害ボランティアセンター: 災害時に開設するボランティアセンター。被災者からの支援希望の受付や災害ボランティアの活動調整、広報・ニーズ把握、ボランティア保険の受付を行う。また、災害に備えて災害ボランティアの養成・登録や継続的な研修を行う。

^{*}防災福祉マップ: 危険個所や避難経路・避難場所などを示した防災マップと、支援が必要な方の見守り支え合いのための地図を連動させた地図。

基本目標 ④ 災害時でも安心して暮らすための仕組みづくりを支援します

重点目標4-2 地域のつながりづくり

- ●身近な困りごと(福祉課題)について、地域で解決できる仕組みづくりを 支援します。
- 住民主体の小地域福祉活動、生活支援サービス*の仕組みづくりを支援します。

行動計画

- 1. 地区社協の立ち上げ推進および活動支援にとりくみます。
 - ・地域事情にあった地区社協の立ち上げの支援を積極的に行います。
 - ・地区社協活動の推進を支援します。
 - ・地区社協間や行政との情報交換や連携を図ります。
- 2. 生活支援の体制整備およびコーディネーターの配置を進めます。
 - ・さまざまな人が社会参加できる場づくりにとりくみます。
 - ・地域福祉課題にあわせた社会資源の開発発掘にとりくみます。



魚のつかみどり (大和地区社協)



地区社協発足式 (豊岡地区)



魚のつかみどり (大和地区社協)



防災宿泊研修 (大和地区)

*生活支援サービス:住民主体による、ゴミ出し、電球交換、草むしり、買い物、簡単な家事などの日常生活の援助。

基本目標 ⑤ 社協の組織体制を充実・強化し、関係機関との連携を図ります

重点目標(5) - 1 社協の組織体制の充実強化

- 役職員体制の充実強化を図ります。
- ●役職員の資質向上と必要な人材の確保に努めます。
- 関係機関と連携協働できる職員を目指します。
- ●職員が社協使命の理解を深め活動します。

行動計画

- 1. 理事会、評議員会などの充実を図ります。
 - ・理事会などで研修会を開催し、組織運営の充実を図ります。
- 2. 常に住民目線の原点を忘れないように職員体制の充実強化を図ります。
 - ・事業所を越え互いの仕事を理解し、協力できる体制を整えるため、話し合える場づくりを行います。
 - ・多様化する地域課題に対応するため、事業評価を行い事業の見直しを行います。
- 3. 職員の資質向上と人材確保に努めます。
 - ・社協職員として求められる資質を確保するため、職場内外の研修への参加を促します。
 - ・職員一人ひとりの能力を向上させるため、資格取得を奨励します。
 - ・各事業所の業務内容を見直し、持続可能な運営に必要な人材を確保するよう努めます。
- 4. 関係機関・団体などと連携協働できる職員を育成します。
 - ・関係機関・団体などの中で、顔の見える関係づくりの中心的な役割を担います。
 - ・地域住民、ボランティア団体などから信頼される職員を育成します。

5. 職員が社協使命の理解を深め活動します。

- ・地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決にとりくみます。
- ・「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを使命とし、社協の活動原則*に基づいた 活動をします。





役職員研修会

役職員研修会

*社協の活動原則(5原則)

住民ニーズ基本の原則:住民の生活実態・福祉課題の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。 **住民活動主体の原則**:住民の地域福祉への関心を高め、自主的なとりくみを基礎とした活動を進める。

民間性の原則:民間組織としての開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進める。 公私協働の原則:公私の関係機関・団体・住民と役割分担して活動を進める。

専門性の原則:組織化、調査、計画等専門性を発揮した活動を進める。

基本目標 ⑤ 社協の組織体制を充実・強化し、関係機関との連携を図ります

重点目標⑤ - 2 行政との連携強化 (一体化する・つながりを強化・力を合わせていく)

●地域福祉活動の拠点として「福祉のまちづくり」を実現していきます。

行動計画

- 1. 重層的課題に対応していくため、行政とさらなる連携強化を図っていきます。
 - ・社協が持つ強みや福祉の専門性を活かし、積極的に新規事業を受託していきます。
 - ・社協事業(受託事業含む)の充実を図るため、行政と事業内容や課題を協議していきます。
 - ・地域福祉計画および地域福祉活動計画を一体的に推進するため、評価・検証を行政と 一緒に行っていきます。
 - ・町内の福祉を推進するため、行政との連携を強化し、研修会などを開催していきます。
 - ・福祉の拠点づくりの実現に向けて行政や関係機関とともに協議をしていきます。
 - ・デジタル田園健康特区のとりくみと連携します。
 - ・各事業所の業務内容を見直し、持続可能な運営に必要な人材を確保するよう努めます。

基本目標 ⑤ 社協の組織体制を充実・強化し、関係機関との連携を図ります

重点目標5-3 地域に根付いた相談員の配置

相談員の地区担当制を検討します。

行動計画

- 1. 各地区ごとに担当する相談員を配置し、支援が行える体制を検討します。
 - ・担当する地域内において、地域住民や関係機関などとネットワークを構築しながら 制度の狭間の問題にとりくみます。
 - ・個別の問題に対する地域住民の理解づくりを行い、誰もが安心して暮らせる地域の 実現にとりくみます。
 - ・地域の人とともに困りごとを抱えている人の支援を行い、支援を通じて住民同士が 支え合える関係性を構築します。

第6章 活動進捗度の点検と評価

本計画は、福祉分野のみならず、幅広い分野と連携し、地域全体で地域福祉活動を進めていくことにより、地域共生社会の実現を目指すものです。そのためには、より多くの住民・団体・事業者・行政などに本計画を知ってもらい、関心をもっていただくことが必要です。より多くの関心を持ってもらうためホームページへの掲載や各種会議や研修会での紹介など、あらゆる機会を通じて、周知に努めることとし、地域福祉に対する住民の関心や活動参加の促進を図ります。

本計画の推進にあたっては、有識者や関係機関・団体、住民などから構成された計画評価委員会を立ち上げ、具体的な評価方法を検討し、進捗状況の管理・評価を行います。なお、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置づけられる具体的とりくみについては、PDCAサイクルに基づき、とりくみ状況の評価・分析を行い、見直しを行いながら地域福祉の推進に努めていきます。そして、住民アンケートで住民の満足度を把握し、進捗状況やそれに伴う意見・評価を反映させるとともに新たな福祉課題の把握に努め、次期計画へとつなげていきます。

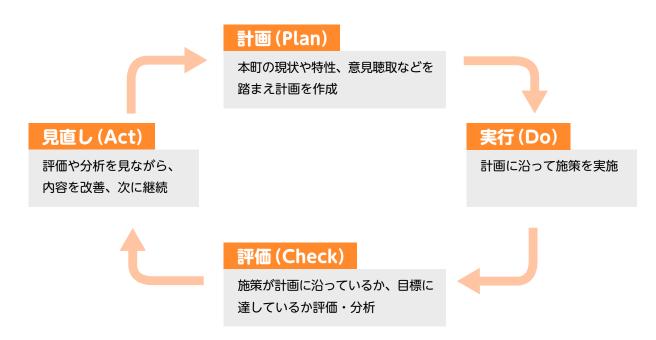


図14

さいごに

内閣府の推計によると、昭和22年から24年生まれの団塊世代が75歳以上になる令和7年には、75歳以上の人口が2200万人に近づくとされています。それまでに医療、介護、年金などの分野に様々な問題が生じると予想され、これらは「2025年問題」と総称されています。このような情勢の中、私たち社会福祉協議会が担う福祉の分野においても、その活動財源、人材確保、そして活動のあり方に対して不断の見直しと改善を行うことが喫緊の課題です。

限られた予算と人員のもとで、個々の社協職員はこれまで懸命に業務に励み、地域福祉の向上に尽力してまいりました。が、先の問題をはじめとする社会情勢の変化が予測される中、現状のままでは地域の福祉の一端を担う組織として社協がその役割を十分に果たすことができないのではないかと危惧いたします。このたび、今後5年間の社協活動について原点に立ち返って考え、その具体的な内容を吉備中央町民の皆様にお示しすることを企図して「地域福祉活動計画」を策定いたしました。これは社協職員全員が抱く危機感の表れであるとご理解いただきたいと思います。

社協が担う福祉活動は個別支援活動と地域支援活動に大別されます。個別支援とは、町民 一人ひとり、あるいは個々の世帯をお支えしようとするもので、通所介護、訪問介護、居宅 介護支援、生活困窮者支援、権利擁護、障害者相談支援などがこれに該当します。

地域支援は、各地区でのふれあいサロンや集いの場での活動、地区社協の活動、介護予防や 交流の場での活動、災害に備えるための活動などを支援しようとするものです。これを通して、 人と人、人と地域とのつながりをより一層強め、生活課題を抱える人もそうでない人も互いに 力を合わせて、町民全員で住みよい笑顔あふれる吉備中央町を築き上げることを目標にしています。

しかし、現在そして将来に町民の皆様が抱える様々な生活課題は、社協が設定している枠組みの中に全てがあてはまるはずもありません。社協職員が職種にとらわれることなく皆様の声に耳を澄ませ、新たな課題を見出して、町民と一緒に解決に向けて話し合うこと、そして必要となれば関係諸機関へ適切に繋ぐことの重要性を全職員が再認識しております。



社協は組織体制・人材・財政などいずれの面においても充実しているとは言えません。従いまして、行動計画においては行政や関係諸機関・団体との連携を前提としていることは言うにおよばず、町民のご理解とご協力、さらには活動への積極的なご参画を仰いで地域づくりを進めなければならないと考えています。

町民の皆様にお願いしたいことがあります。社会的に孤立することが問題を深刻化させることがありますので、リラックスできて楽しいと感じる居場所を家の外に見つけてください。サロンや集いの場、ご近所さんとの井戸端会議の場でも構いません。困りごとがあれば、一人で悩まずに、そこで相談することが解決への第一歩です。逆に相談を受けた場合は聞いてあげるだけでも構いませんし、どうしたら良いかを話し合ったり、社協職員と相談したりすることで一緒に解決策を考える機会が生まれます。困りごとが無くても、できる範囲で会合の世話やお手伝いをすることで、支援を必要とする人と交流することになり、ひいてはこれが地域のパワーアップにつながります。

福祉活動やボランティア活動に興味や関心をもち、一人でも多くの方が地域の担い手になってくださることを切望しています。そのために社協は講座・研修や体験の機会を設けると同時に、様々な媒体を通じての情報提供に努めますので、奮ってご参加いただきたいと願っています。

社協が今後5年間に実行しようとする活動内容を具体的にお示しするのが本計画であると上で述べましたが、換言しますと、この計画ではここが欠けている、社協としてやるべきことはこれであろう、などと町民の皆様からご指摘、ご批判いただくためのものでもあります。時・場所・機会に対するご配慮は無用ですので、どうか忌憚のないご意見を社協にお聞かせ下さい。

これらのことをお願いして本計画書のあとがきとさせていただきます。

最後までお読みくださいまして誠にありがとうございました。

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会 副会長 伴 道 一











資料編

策定委員会設置規程

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会(以下「本会」という。)と住民、及び社会福祉に関する活動を行う者とが、相互に協力して地域福祉の推進を目的とした地域福祉活動計画を策定するにあたり、定款第31条に基づき地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 地域福祉活動計画の作成
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項

(組織及び職務)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係機関又は関係団体から推薦された者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、本会会長が適当と認める者
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から、地域福祉活動計画策定完了時までとし、補欠委員の任期は 前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会の円滑な運営を図るため、作業部会を置くことができる。

(パブリックコメント)

第7条 委員会は、吉備中央町地域福祉活動計画素案について、パブリックコメントを実施する ことができる。

(アドバイザー)

第8条 委員会にアドバイザーを置くことができる。アドバイザーは、福祉関係者、学識経験者 から任命し、計画策定に対しアドバイスを行うことができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、本会地域福祉係において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年6月26日から施行する。

策定委員会

(1) 策定委員会 委員名簿

No.	委員氏名	所属	備考
1	田中涼	美作大学 生活科学部 社会福祉学科 講師	委員長
2	下山 親志	公民館連絡協議会 会長	
3	古谷和寿	民生児童委員協議会 会長	
4	土井二六敏	老人クラブ連合会 会長	
5	竹林 厚子	愛育委員会 会長	
6	山岡・節夫	新山地区社会福祉協議会 会長	
7	石田 澄子	ボランティア団体 代表	
8	日名 由香	ボランティア団体 代表	
9	三村 恭一	自立支援協議会事務局長	
10	酒井 直樹	社会福祉施設 代表	副委員長
11	前田 文男	社会福祉法人連絡協議会 副会長	
12	奥野 充之	吉備中央町福祉課 課長	
13	塚田恵子	吉備中央町保健課 課長	
14	大月 道広	吉備中央町教育委員会 事務局長	

(2) 吉備中央町地域福祉活動計画策定委員会

開催回数	日 程	主な検討内容
第1回	令和3年11月22日(月)	・委嘱状の交付・策定委員、職員の自己紹介・委員長、副委員長の選任・地域福祉活動計画とは・計画を作るねらい・今後のスケジュール
第2回	令和4年9月27日(火)	・現在までのとりくみ・計画の基本理念、基本目標、重点目標、基本方針、アクションプランについての協議・今後のスケジュール
第3回	令和4年12月23日(金)	・地域福祉活動計画(案)について ・今後のスケジュール
第4回	令和5年3月7日(火)	・地域福祉活動計画(案)について

■職員ワーキングチーム(WT)

(1) WT名簿

所属部署		氏	名		備考
役員	堀			修	
	伴		道	_	
事務局	杉(Ш	芳	子	
	難	波	陽	子	
	植	杉	幸	枝	
	根 :	本	理	功	サブリーダー
地域福祉係	武	縄	和	34	リーダー
	= :	城	智	也	サブリーダー
	宮 :	本	朱	美	
	真	⊞	ひた) <i>()</i>	
	大 i	西	智	博	
包括支援センター	重	友	明	美	
	月	\Box	千	絢	
しらさぎ通所介護事業所	檜	尾	美由	3紀	
	原	⊞	英	典	

所属部署	氏 名	備考
しらさぎ通所介護事業所	中 村 ともみ	
やすらぎ通所介護事業所	石 田 清 美	
	菅 野 聡 美	
	吉春紀子	
居宅介護支援事業所	草地順子	
訪問介護事業所	櫻本 めぐみ	
ふれあい荘	福島美千代	

(2) WT協議内容

開催回数	日 程	主な検討内容
第1回	令和3年8月20日(金)	・計画策定の趣旨説明・今後のスケジュール・グループワーク練習
第2回	令和3年10月19日(火)	・これまでの経緯 ・ヒアリングについて
第3回	令和4年2月15日(火)	・進捗状況 ・今後のスケジュール ・グループワーク(座談会テーマ決め)
第4回	令和4年2月25日(金)	・グループワーク(座談会テーマ決め)
第5回	令和4年3月1日(火)	・グループワーク (座談会テーマ決め) ・座談会流れ
第6回	令和4年4月5日(火)	・座談会日程、流れ、職員配置、テーマ決め
第7回	令和4年4月22日(金)	・座談会振り返り会
第8回	令和4年7月29日(金)	・今後の流れ ・計画の基本理念、基本目標、重点目標、基本方針、 アクションプランの見直し
第9回	令和4年8月5日(金)	・計画の基本理念、基本目標、重点目標、基本方針、 アクションプランの見直し
第10回	令和4年8月10日(水)	・計画の基本理念、基本目標、重点目標、基本方針、 アクションプランの見直し
第11回	令和4年11月30日(水)	・全体骨子(案)について ・地域でとりくめること

住民座談会









地 区 名:津賀	地 区 名:下竹	地 区 名:円城
日 時:令和4年4月13日	日 時:令和4年4月13日	日 時:令和4年4月14日
(水)19:00から	(水)19:00から	(木)19:00から
参加人数:22名	参加人数:23名	参加人数:23名
地 区 名:豊野	地 区 名:上竹・納地	地 区 名:吉川
日 時:令和4年4月14日	日 時:令和4年4月15日	日 時:令和4年4月15日
(木)19:00から	(金)19:00から	(金)19:00から
参加人数:24名	参加人数:17名	参加人数:11名
地 区 名:大和	地 区 名:吉備高原	地 区 名:豊岡
日 時:令和4年4月18日	日 時:令和4年4月18日	日 時:令和4年4月19日
(月)19:00から	(月)19:00から	(火)19:00から
参加人数:24名	参加人数:18名	参加人数:10名
地 区 名:長田 日 時:令和4年4月19日 (火)19:00から 参加人数:14名	地 区 名:新山 日 時:令和4年4月19日 (火)19:00から 参加人数:14名	※人数は職員含む

ヒアリング

町内には、様々な活動を実施している団体がたくさんあります。活動を通じて感じた本町の 良いところやこんなまちだったら良いなという点をお聞きし、計画に反映させました。

◆調査対象:町内で活動する地区社協、サロン、民生委員、団体等

◆調査期間:令和3年11月から令和3年12月まで

◆調査方法:良いところやこんなまちだったら良いなという点の聞き取り

分類	団体数
高齢者	13 団体
子ども・子育て	1 団体
障害	3 団体
地区社協	2 団体
公民館	3 団体
民生委員	4 団体
防災・防犯	1 団体
各団体	7 団体
その他	4 団体
合計	38 団体

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会

◆しらさぎ事業所

住所:〒716-1122 岡山県加賀郡吉備中央町竹荘 541 TEL:0866-54-1818(代) FAX:0866-54-1908

◆やすらぎ事業所

住所:〒709-2412 岡山県加賀郡吉備中央町円城 540-4

TEL: 0867-34-1522 FAX: 0867-34-1635

◆居宅介護支援事業所

住所:〒709-2412 岡山県加賀郡吉備中央町円城540-4

TEL: 0867-34-1588 FAX: 0867-34-1577

◆訪問介護事業所

住所: 〒709-2412 岡山県加賀郡吉備中央町円城 540-4

TEL: 0867-34-1833 FAX: 0867-34-1577

◆吉備中央町老人福祉センターふれあい荘

住所: 〒716-1551 岡山県加賀郡吉備中央町北 1778-3

TEL: 0866-55-9090 FAX: 0866-55-9091

第1次吉備中央町地域福祉活動計画

発行日 令和5年3月

発 行 社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会 加賀郡吉備中央町竹荘541番地 TEL(0866)54-1818(代) FAX(0866)54-1908